

## 令和2年度第3回宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

### 1 日時

令和2年11月19日（木） 13時30分から15時30分まで

### 2 場所

TKPガーデンシティ仙台 ホール21C

### 3 出席者

#### (1) 委員

別紙「出席者名簿」のとおり（11名出席）

### 4 議事要旨

#### (1) 開会

##### (事務局・八鍬副参事)

- それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和2年度第3回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部次長の武内より、一言御挨拶申し上げます。

##### (武内保健福祉部次長あいさつ)

- 宮城県保健福祉部次長の武内でございます。
- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。
- さて、本日の議題でございますが、まず、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」と、「手話言語条例（仮称）」について、前回の協議会において御審議いただいた中間案をもとに、9月16日から10月20日までの期間でパブリックコメントを実施し、様々な御意見をいただきましたので、その御意見に対する県の考え方を御報告するとともに、条例の「最終案」について御審議いただくものです。
- また、「宮城県障害福祉計画の中間案」につきましては、前回の協議会において御審議いただいた第6期計画に記載する成果目標の設定に係る県の考え方を踏まえ、「中間案」を作成いたしましたので、その内容について御審議いただくものです。

- 委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**(事務局・八鍬副参事)**

- 本日は委員の方々の半数以上の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長にお願いいたします。阿部会長よろしくお願いたします。

**(阿部会長)**

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の最終案」と、「手話言語条例（仮称）の最終案」、それから「宮城県障害福祉計画の中間案」について審議することとなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思っておりますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- それでは、事務局から議事の「(1) 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の最終案」について説明をお願いします。

**(2) 議事**

**(1) 「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の最終案について」**

**①事務局説明**

**(事務局・大森課長)**

- 障害福祉課長の大森でございます。よろしくお願いいたします。
- はじめに、9月に御審議いただいた本条例と手話言語条例に関する中間案につきましては、9月16日から10月20日にかけて、パブリックコメントを実施し、25の個人又は団体の方から、本条例については97件、手話言語条例については38件の様々な御意見をいただいたところです。
- 本日は、これらの御意見を踏まえ、条例の最終案としてまとめた内容を御説明させていただきます。
- なお、いただいた御意見につきましては、資料1-3及び2-3にまとめておりますので、後ほど御確認ください。
- また、パブリックコメントとは別に、各事業者団体を訪問し、本条例と手話言語条例の内容について説明を行いました。いただいた御意見につきましては、参考資料2にまとめておりますので、合わせて御確認ください。

- それでは、議事の（１）「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）最終案」について、資料１－１に基づき、パブリックコメントでいただいた御意見の反映状況を中心に、御説明させていただきます。
- まず、比較表の４ページですが、第６条として、「障害者団体の役割」として、「障害者団体は、障害等の理解を深めるための活動及び差別の解消に資する活動に取り組むとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。」との規定を追加しております。
- この規定につきましては、手話言語条例で、ろう者の団体の役割を規定しておりますので、そちらとのバランスの点でも規定した方がより良いと判断したところでございます。
- 次に、同じく４ページの一番左の行をご覧ください。第８条では「障害を理由とする差別」について、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮」を規定していますが、「不当な差別的取扱い」の内容が不明確であるとの御意見があったことから、括弧書きで、「正当な理由なく、商品、サービス若しくは各種の機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、障害のない人に対して付さない条件を付すこと、その他の障害のない人と異なる不利益な取扱いをすることをいう。」と追加しております。
- 「不当な差別的取扱い」の内容につきましては、当初ガイドラインに記載する方針でしたが、御意見があったことから条例にその内容を記載することとしております。
- また、その内容につきましては、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」や各省庁が策定している事業者向けのガイドラインを踏まえた内容としております。
- 次に、９ページをご覧ください。第１９条、「情報保障の推進」ですが、記載内容を充実した方がよいとの御意見があったことから、第１項に「手話、拡大文字、筆記、点字、音声、触手話、平易な表現」といった具体的な手段を追加しております。
- また、第４項として、災害時の情報保障の規定を追加しております。災害時の規定としては、すでに「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」で防災に関する規定をしているところですが、御意見が多かったことから、改めて、災害時等における多様な情報提供の手段の確保について、規定を追加しております。
- 続きまして、第４章の「障害のある人の相談に関する調整委員会」ですが、調整委員会の役割と名称が一致していない、違和感がある、との御意見があったことから、「障害を理由とする差別の解消のための調整委員会」と改めております。
- 次に、１０ページをご覧ください。第２２条として、専門事項を調査するための専門委員の規定を設けております。

- この規定は、委員会の人数が10人以内では、様々な障害特性を踏まえたあつせん案の検討ができないのではないかと、との御意見があったことを踏まえ、事案に応じて、都度適切な方の御意見を踏まえたあつせん案を検討できるよう、追加しております。
- 次に11ページですが、第27条の6行目、「手続に着手したもの」との表現が分かりにくいとの御意見があったことから「手続を開始したもの」に改めております。
- 説明については、以上となります。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、障害者団体の役割の規定を設けたとのことでした。
- また、不当な差別的取扱いの内容を追加したとのことでした。
- 情報保障の推進について、具体的な手段を追加するとともに、災害時の情報保障の規定を追加したとのことでした。
- また、調整委員会の名称を改めるとともに、専門委員の規定を設けたとのことでした。
- 市町村の条例との関係を規定した第27条の「着手した」という文言を「開始した」に改めたとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- なお、御発言の際には、マイクをお持ちいたしますので、マイクを御使用の上、御発言ください。

**②質疑応答**

**(佐藤委員)**

- 佐藤でございます。
- また同じことを言って大変恐縮なのですけれども、第11条の2項の2号と3号の一事不再理と消滅時効の問題につきまして、パブリックコメントでも御意見が出ていたかと思いますが、今まで声を上げられなかった皆さんの声をすくい上げましょうという時に、これを最初から作らなくていいのではないかとこの考え自体私は変わっておりません。
- もしどうしても条例としてこの形でということであれば、施行時期をずらすという工夫はできないのかな、ということが今の私の意見でございます。2号と3号については、条例制定と同時に施行ではなく、何年か後の経過措置において施行する、そういったことを考えていただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

**(阿部会長)**

- 明確な御質問、御提案だったと思いますが、第11条に関して、一事不再理と消滅時効、これらを巡って施行日をずらして対応できないだろうか、という御提案だったと思います。
- 事務局お願いいたします。

**(事務局・大森課長)**

- ありがとうございます。佐藤委員から今御質問いただいた点は、今回パブリックコメントで出されている意見でもございます。
- 資料の1-3、パブリックコメントへの対応の11ページ、43番と44番、この部分の話になるかと思えます。
- 43番のほうが、条ずれしているかもしれませんが、第2号をこの御意見だと削除すべき、44番のほうは、第3号を削除すべきという御意見です。
- まず、43番につきましては、一事不再理、全く同じ事案であれば、あっせん申し立ての対象からは除外します、という規定でございます。この部分についての事務局の考えをこちらの対応表の1番右側には書かせていただいているところでございます。同じ紛争について蒸し返しのような形を防ぐ、という観点を持っています。あっせんの手続きというのは当然その申し立てをする当事者、障害のある方に対して、相手方である事業者がいらっしゃる、その両者が裁判等の決着ということではない形での解決を目指そう、というところでございます。
- そういった時にやはり事業者側の負担というものも一つ考慮すべき事項ではないかなと、というふうに考えておまして、全く同一事案で、再度調査だったり調整をする時間が必要になると、事業者にとっては負担感が増すのではないかと考えて、この規定を設けているところでございます。

考え方のところの中段ぐらいに、とは言いながら、何でもかんでもこの一事不再理ではじきますという趣旨ではなくて、同一の事案に該当するかどうかというのは2つの要件を満たすということを書かせていただいております。

当事者が全く同じであること、事案が全く同一であること、この2つの要件を満たすかどうか、ということでございます。

当事者が同一かどうかというのは、申し立てを行った方と、相手方である方が同一かどうか、ということでございます。

事案が同一かどうかというのは、発生したとされる時間、場所、差別の内容が同一かどうか、ということでございますので、そういった部分が異なるような事案は、まさに類似の事案というまでも、この一事不再理をもって排除しよう、ということではございません。

声なき声だったり、これまで上げられなかった声を拾い上げるという意味では、このような運用の中でできる限り拾い上げる形での対応をさせていただかないかなと思います。

- また、44番の3年経過でそれを越えたら対象外とすることについても、考え方としては同じなんですけど、こちらについても、3年を経過した場合についても、この間に申し立てができなかった正当な理由がご本人にある場合については、こちらについてもあっせん対象から外すというわけではなくて、しっかり事情を聞き取って対応をしたいと考えておりますので、施行時期をずらすというよりは、そのような運用の中で、しっかり拾い上げていく努力をさせていただくということで、ご理解いただければと考えているところでございます。

**(阿部会長)**

- 佐藤委員、お願いいたします。

**(佐藤委員)**

- おっしゃることはよくわかるのですけれども、これが条例として公になった場合に当事者の方が今のお話を皆さんおわかりになるだろうか、むしろ時間が違っていたとしても、また同じと言われるんじゃないかなと思ったら、何も言わないかもしれない。

正当な理由とは何なのか当事者でわかる方ってなかなかいらっしやらないと思うんですね、そういう意味では一定時間をおくということが、こういう条例ができましたと周知する期間、ある程度皆さんがよくわかるまでの間、ここの2つについては施行をずらすのが1番いいかなと、あくまでも私の意見です。以上です。

**(阿部会長)**

- ここの箇所について、理解が行き届くかについての、初めての条例制定の中で懸念があると、その理解を図るまでの時間の余裕をみてほしい、という御提案ということですね。事務局いかがでしょうか。

**(事務局・大森課長)**

- 回答は先程のとおりではあるのですが、様々な啓発、こういった条例を施行しましたということ、差別の解消を図るための取り組みを進めていくということの普及啓発をしっかりやっていくということと、あとやはり一義的には相談窓口で御相談を受けますので、その相談の際にしっかり相談者の声を受け止める形で対応をしていくことで、進めていけないかと考えているところでございます。

**(阿部会長)**

- なお、今事務局から普及啓発に努められるというお話があって、ガイドラインの話も出ていましたが、佐藤委員からも今のような御提案を含めた御発言、また、パブリックコメントでも懸念が示されていまして、当協議会の中でも少し懸念が出されたということで、アクセントを置いて普及啓発、ここらへんの解釈、条文の理解について説明をお願いできればと、私からもお願い申し上げておきたいと思っております。

○ 他にございませんでしょうか。はい、森委員お願いします。

**(森(正)委員)**

○ パブリックコメントの意見を反映して、色々入れていただいてありがとうございます。

○ ただ1つ気になるのは、第22条の専門委員なんですね。資料の1-3の63番目の項目ですけども、パブリックコメントは人数を増やしてねというのに対して、専門委員を開きますよと、ちょっとこれでは答えになってない。もっと具体的に言うと、この施策推進協議会も実は専門委員の規定がある、じゃあ開かれたことがあるのか、多分無いんですよ。二段構えにしてしまうと実効性はどうかと、というのが気になるところです。それが一点。

○ 他は大変色々配慮していただいてありがとうございます。たくさん申し上げたいことがあります。私もパブリックコメントに24ぐらい書いたんですけども。

○ まず、今回が最終案ということで、この流れで最終的には決まるんだろうなと思うのですが、いつも言っているようにこの条例名ですね、これについては、この施策推進協議会としても検討していただきたいんですけど、普通条例名というのは、第1条にある目的の条文から出てくるはずなんです。第1条を見ていただくと、「もって～する」という記載がありますね。これは手話言語条例でも同じです。通常は「もって」の前の部分が条例名になるんです。「もって」以下は言わば究極の大きな公益に資するような目的なんです。で、「もって」の前が直接の目的なんです。調べていただきたい、多くの条例はそうなっているんです。「もって」以下を条例名にするのはありえないです。手話言語条例もそうですね。100%ではないですけど、私かなり調べました。ほとんど直接の目的を条例名にしています。「もって」以下は究極的な目的と言っていいですね。だからぜひこれは御検討をお願いしたい。というかこの協議会でぜひ決めていただきたいなと。私が委員として条例に関わった者としてはちょっと恥ずかしい。「もって～する」、「もって」以下は究極の目的、当然そうなんですけど、ほとんどの条例は「もって」の前の具体的な目標を条例名にする、というのが通常だろうと。法令の専門家が県庁にもいらっしゃるでしょうから、ここは御検討いただきたい、というふうに思います。

○ また、前にも申し上げましたように、今の時期にこの条例を制定するというのは非常に時期が悪いと私は思っております。といいますのも、この条例を含め法律もそうなんですけど、国連の障害者権利条約というものがベースになりまして、その国連の権利条約を日本は批准しているわけですけど、その日本審査が今年行われるはずが、コロナ禍で延期しているんですね。第一回目の審査があって、それに対する総括所見というのが出てきて、それが出てくると日本における障害者の施策はその意見に沿うような形で動いていくだろうと私は理解しています。

- でもう一つは、内閣府の障害者政策委員会で、法律の見直しがなされて、委員会としては意見書をまとめました。その具体的な見直し作業がこれから始まる、次の委員会が12月14日の月曜日だと思いますが、本格的に始まるんですね。それが法律の見直しの時期なので、それがもし見直されるとちょっと変わってくるんだろうと思いますので、時期的にはまずいと思っています。
- 最後に、条文で言いますと、第11条、前回は申し上げましたが、第11条の2行目に「事業者による～」と書いてあります。意見の45番目を見ていただくと、県の考え方の最後に、「本条例では、申し立ての対象は事業者による不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に限定しております。」私は先程佐藤委員もおっしゃっていましたが、受付とか相談窓口とか、申し立ての対象を事業者に限定するというのは、確かにそうかもしれないけれど、何かこう非常に違和感があるんですね。
- 具体例を言いますと、公務員で、町内会の役員をしている人が居るとします。出勤するまでは私人です。出勤して役所の名札をつけたら公務員です。で、役所を退勤すれば私人です。そしてその夜の町内会の会合に出たら事業者になります。一人の人がころころ変わる訳です。だから事業者によるとか、この法律もそうですけど、条例も、誰もが差別してはいかんと、みんなで合理的配慮をしましょう、という趣旨なので、事業者限定という制限を加えちゃっているのは、ちょっとどうかと思います。今後さっき言った権利条約の意見とか、法律の見直し規定がかかってくると思いますので、もっと明らかになっていくんじゃないかと思えます。
- 幸いこの国連の障害者権利条約のトップを務めているのが日本人の方なんです。伊東亜紀子さん。国連の経済社会局に障害者権利条約の事務局がある、そのトップが伊東亜紀子さん。我々日本人として非常に誇らしいと思っています。以上です。

**(阿部会長)**

- 私のほうで理解したのは、以下4点かと思います。
- 22条専門委員規定を追記した、ということについて。委員会の10人というのを見直すことができなかったのか、というような趣旨でのご質問だったと思います。ここについて、事務局のご説明を再度お願いしたいと思います。
- それから2点目、条例名称についてのご発言がありました。やはりこれについても再度事務局からお願いしたい。「もって」の前後の関係で条例名が制定されているのではないかと、ということについても、事務局側のご回答の中で少し触れていただければと思います。
- 3点目は、条例制定のタイミングについてのご発言だったというふうに思います。



- これは4点目と若干関係していて、申し立ての対象者を事業者に限定するということについての違和感、というのでしょうか、そういうご発言だったと思います。申し立ての対象者の限定について、改めて県のお考えをお教えいただきたい、ということです。

**(事務局・大森課長)**

- ありがとうございます。
- まず、第22条専門委員の規定でございます。パブリックコメントのご意見だと、確かに調整委員の委員そのものを増やしたほうがいい、という声は先程ご説明させていただいたとおり、あっせんの対象となる事案が、やはり様々な障害特性をお持ちの方々の事案、様々なケースが想定される、そういったものに対応するには、10人という委員の中で、当然障害をお持ちの方だけで構成するわけでもありませんし、十分な専門的審議ができないだろう、というご懸念というふうに理解しております。
- ただ一方で、調整委員会というのは、あっせんの申し立ての事案について、調査などを踏まえて、両者が和解というか、紛争解決に合意をするあっせん案をまとめるという作業がこの調整委員会の役割です。それぞれがご意見を言って、その意見を参考にするということではなくて、あっせん案をまとめるという作業が必要でございますので、そういった際に調整委員会の委員の数をいたずらに増やすというのは適当ではない、というふうに考えております。
- ただ一方でその事案によって、その事案の障害特性に対応できる委員がいないと専門的な審議ができないだろうと、これもまた事実だと思いました。従いまして、その事案に対応できる委員が構成員の中にいない場合については、そこに専門性のある方を専門委員としてご就任いただいて調査をしていただくことで、適切適当なあっせん案を作っていただく、ということを考えて、というのが考え方でございます。
- 続いて、条例名につきましては、確かに障害を理由とする差別の解消を図るということは、大きい目的としてあります。ただ最終的には障害のある人、ない人が共に暮らす共生社会づくり、ここを目指している、というところで、「もって」の前か後かということにはなるのかと思いますが、すべからく条例の目的とタイトルとの関係性を私も調べていませんが、障害者の差別や共生社会に関する条例名、他県の条例名というところでは、この「共生」という言葉づかいで、条例名称を作っている事例がだいぶございます。当然「障害を理由とする」というところを条例名に入れているものもございます。どちらもありえるのかなと思います。
- 私ども、皆様に事前に今回の事案についてご説明に歩かせていただいた中でも、それぞれ委員によってお考えがあるようでございまして、やはりその差別解消というところをいれるべきだというお話の委員もいらっしゃれば、逆にやはり共生

という言葉がこの条例には非常にマッチしているんだという、両方のご意見を承っておりますので、正直どちらということでもないのでありますが、我々としては、最終的に障害のある人もない人が共生する社会づくりを目指すための条例だ、というところに力点を置いた名称を最終案としてご提示させていただいている、ということでございます。

- 続いて3点目、条例制定の時期のお話でございます。森委員からもご紹介があったとおり、国の法律が施行から3年以上が経過して、見直しの議論というものもだいぶ続けられているところだと承知しております。
- ただ、当事者団体への説明会の中でもご意見としてありましたが、色々動きがある中でこのタイミングがベストか、というところではないかもしれないですけども、まずは条例を制定して、スタートさせるというところにより優先度を置くべきだ、というお声もいただいております。
- 我々この条例制定については、平成30年度からこの協議会でのご審議だったり、検討会で様々なご意見をいただいたり、本年度は当事者団体への説明会、そしてパブリックコメントという形で様々なご意見をいただきながら、こういった最終案をまとめてきておりますので、時期のことについては、やはりまずは施行を目指して進んでいくということが望ましいのではないかと考えているところでございます。
- そして最後に、第11条、あっせんの申し立ての対象事案を事業者の事案に限定するというところについてのお話でございます。パブリックコメントの意見対応表の45番のところで、色々森委員からご紹介がありましたが、あと関連する部分としては10ページ目の41番でも、関連する部分のコメントを記載させていただいているところがございます。少し読ませていただきますが、「本条例では、助言あっせんの申し立てについて、申し立ての相手方に事実の調査への協力義務を課すとともに、正当な理由なきあっせん案の受託拒否等には事実を公表するなどの規定を設けております。これらは相手方が事業者ということを前提とした制度設計になっております。そのため申し立ての対象は事業者による事案に限定している」ということを書かせていただいております。
- 障害者差別解消法でも、行政機関と事業者について規定を設けているところがございますので、まずはこの条例の中では対象事案については事業者ということでご理解をいただきたいと考えているところでございます。
- 私からは以上です。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局側の説明がありましたが、森委員いかがでしょうか。

(森(正)委員)

- 課長さんには申し訳ないけど、ちょっと答えになってないですね。
- タイミングが悪いのはわかっているんですけど、障害者団体でもこれまで16年間もあったのでね、条例を制定しましょうという動きがあるのは事実ですけどね。なかなか色々問題があるかなと。
- 事業者による云々も、国法律では全く触れてないんですよ、法律がまずいわけで、差別解消法の。
- 条例名に関しては、この長ったらしい条例名を短く言う時何て言うのですか、略称をつけるか、そこまでするならちゃんと差別解消条例としたほうがいいのではないか。共生社会云々は、そのとおりなんですけど、「もって」以下を条例名にしている例はほとんどありませんので、調べてみてください。
- これ以上つつこみません。以上です。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 今回事務局から提示された最終案は説明にありましたように、団体説明会での意見や、パブリックコメント、それから当事者団体をお訪ねしての意見聴取等を踏まえてのものだと冒頭ございました。また、当協議会でもこれまでこの議案について、色々審議を重ねてきたところですが、本日最終案ということですので、ご発言いただいている委員からも、また、時間の制約があるので、どういうお立場から当協議会にご参加いただいているかということ、ある程度のグルーピングをさせていただいて、そういうお立場からのご意見も頂戴しておきたいと思えます。
- 当事者の代表ということで、川村委員、突然で申し訳ないのですが、ご意見等いただければと思います。

**(川村委員)**

- 仙台スピーカーズビューローの川村でございます。
- 私この条例を読んで、また、作成にあたって携わってきて思うんですけども、私は精神障害の当事者で、周りの精神障害の友人であるとか、仲間であるとか、あとはそのご家族の方とか、そういった方とも接する機会があるんですけど、この条例を理解できるかどうか、理解できるかという、まあ理解はできると思うんですが、それ以前に精神障害の当事者の方とかご家族の方で、自分たちの意見であるとか主張であったり聞き入れられないという経験が長くあったと思えます。それによって自分たちが考えていること、思っていることを聞いてもらえないという諦めがある。それは現代においてもそうで、この条例ができてても積極的に活用できるかと言われるとどうかなと思うんですけど。それは精神障害に対する差別や偏見からくるものだと思うんですけど、なので精神障害のある方にももちろんこの条例を知ってほしいですし、活用してほしいと思うんですけども、精神

障害がある方だけではなくて、接する人、一緒に居る方にも是非知ってほしいと思っています。

- 感想のようになってしまいましたが以上です。

(阿部会長)

- 恐らく佐藤委員がご懸念されていたところと根本は一緒のような気がして、この条例の中身の理解もそうだけど、条例を制定するということの趣旨にも重点を置いて、啓蒙あるいは啓発あるいは理解の浸透を図る必要が十分ある、という経験をなされてきているご発言だったと思いますが、今のご発言を受けて事務局いかがでしょうか。

(事務局・大森課長)

- ありがとうございます。
- 辛いご経験をされた、というお話もありました。やはり条例を制定しても、いくらガイドラインを作っても、内容を理解し、ご活用いただかないと意味がないものと思います。我々行政としては、いわゆる普及啓発という括りの中での活動にはなるんですが、本当の意味で理解が進み、浸透していくよう取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

(阿部会長)

- はい、次長お願いいたします。

(事務局・武内次長)

- 今課長からお話しましたがけれども、保健福祉部としても条例を作ったらそれで終わりではなく、特に条例を制定した初年度はやはり普及啓発、県民の皆様の内容・趣旨をしっかりお伝えしなければならない、という考えでございまして、まだ新年度の予算について言及できる時期ではございませんけれども、私達保健福祉部としては新年度にしっかり普及啓発、県民の皆様にお知らせできるような形で予算を財政当局に要求してしっかり対応できるように、ということで考えてございます。

(阿部会長)

- この最終案を作られるまでに多くの皆様方からご協力いただいて本日の最終案になっているということですので、是非普及啓発についても、今の御発言の中にもあったように当事者それからご家族あるいは関係する団体等の皆様から知恵やご協力いただくような体制というものもお考えいただければというふうに私からも重ねてお願いですが申し上げておきたいと思えます。
- もうお一方からいただきたいと思えます。
- 事業者の立場からこの審議にずっと関わられて、お感じになられたこと、お考えになられたこと、あるいは思いなどございましたら、阿部委員お願いいたします。突然で申し訳ございません。

**(阿部(昌) 委員)**

- 宮城県商工会議所連合会の阿部と申します。よろしくお願いいたします。
- この協議会には障害者関係団体の皆様多数参加をいただいている中で、事業者団体を代表する形で出席をさせていただいておりますが、この最終案につきましては、私どもを含めて7団体の事業者団体からしっかりとヒアリングをしていただいております。また、説明、意見を反映いただいていると思っております。また、最終案につきましては、パブリックコメントも全てを盛り込むのは不可能だと思いますので、ある一定のポイントとなるパブリックコメントは盛り込まれていると思っておりますので、この最終案について全く異議があるものではございません。
- 先程来、事務局それから会長からお話が出たように、我々事業者団体の役割といたしましては、やはりこの制定をしっかりと事業者の方々にご理解いただきながら認識いただくという普及啓発の役割があるということで、この会議に参加させていただいていると思っておりますので、そういった意味でしっかりとご協力をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

**(阿部会長)**

- ご協力をいただけるということでしたが、その直前に事務局、県としても事業者団体への啓蒙、啓発、周知についてしっかりと取り組んでいただきたい、という御発言もあったように思います。何かコメント等ございますでしょうか。

**(事務局・大森課長)**

- 普及啓発として、事業者の皆様には条例の趣旨だったり内容を理解していただくというところが大変重要でございます。その際には联合会様をはじめとした各種事業者団体にご協力をいただきながらしていかないとなかなか広がりもございませんので、我々としてもしっかりとした普及啓発の取り組みをする中で、その際には様々な形でご協力いただければ大変ありがたいと考えております。ありがとうございます。

**(阿部会長)**

- 時間がそろそろだと思いますが、私の個人的なお願いでもうお一方御発言をお願いしたいと思います。いつも副会長として私の隣で支えていただいている、おそらくお立場を考えられて御発言を控えられているのではないかと思います。そうではないと言われるかもしれませんが、野口副会長いかがですか、何か御発言いただければと思います。

**(野口副会長)**

- 副会長を務めさせていただいております野口でございます。
- ご指名いただきましたので今回は一委員としての発言をさせていただきたいと思っております。

- 条例の策定に向けて様々ご尽力いただきましてどうもありがとうございます。  
この条例を見ていて、例えば具体的な手段ですとか、方法ですとかそういったものも例えば第19条のところで組み込まれていて、かなりわかりやすくなったと思っております。
- ただ、個人的な、これまで関わってきた方々との関係で言いますと、ここには明確には描かれていない形のものが必要な方が実はたくさんいらっしゃいます。音声というものもございますが、この場合にはおそらく聴覚に障害がある方を想定していらっしゃるのだと思いますが、昨今お耳にすることあるかもしれませんが、ディスレクシアという障害、漢字等読み書きに困難がある方の場合、例えばこの条例を見せられて読むことがとても難しいわけです。その場合には音声で読んでもらった形で理解するほうがわかりやすい、という場合もございます。
- 他にも、例えばコントラストの問題で、白地に黒というような状況だと非常に読みにくいという方もいらして、そういった点なんかもございますし、あと平易な表現とございますが、例えば知的に障害ある方々の場合には、当然ルビのある、あるいは内容もわかりやすくしていく、というのも一方で必要になってくるかなというふうに思っています。あと、ついでに言いますと行間の問題。行間が狭いだけで全く読めないという方もいらっしゃいます。
- そういったことを考えますと、条例というのはかなり具体的に書いたとしても、全てを入れ込むというのは多分難しいものなのかなと感じております。となった時に、全てのことをここに表現するのは難しい、でも、実際にしっかりと効力を発揮して、役に立つ形のものにするために、必要なものをここに入れ込んでいるのだというふうに理解しております。
- そのことからすると、条例名に関しても確かに森委員のおっしゃるとおりの点もあるのかもしれませんが、私は法令の専門ではないのでわかりませんが。先程申し上げましたとおり、ここには表現しきれない様々な障害もたくさんある、ということを考えると「共生社会」、宮城県としてはそちらを目指している、という意味合いで、こういった名称にあえてしている、という方向もありうるのかなと個人的には思っているところでございます。
- あと、専門委員の話も出ましたが、実際私も国の機関の専門委員を務めたことがございますけれども、やはりその都度必要な方、最も適任な方にご参加いただいで議論する形がとれる、ということでは専門委員を置く形というのがいいのではないかなというふうに思っております。関連する方を全員入れてということになると、100人とか200人とかいう形での調整委員会を作らなくてはいけなくなるということもあって、コアとしては調査委員会というのがあって、その都度事案に応じて最も適切な方に加わっていただくという形をとるのがふさわしいのではないかなというふうに私は思っております。以上です。

**(阿部会長)**

- 趣旨として、ここに盛り込まれていない障害特性をお持ちの方への配慮も十分必要だということ、具体的な障害名を教えてくださいました。そのへんのところについて事務局でどういうふうに運用をしていくかということについて、御対応お聞かせいただければと思います。

**(事務局・大森課長)**

- はい、ありがとうございます。
- 19条、情報保障の推進の中で様々障害特性に応じた意思疎通の方法の普及に努めるという規定に関して、今回例示という形ではあるのですがいくつかのものを入れさせていただいたと、そこはわかりやすさであったり、代表的なものを加えさせていただいたのですが、一方で、例示とは言いながらそこでカバーしきれない様々な障害特性の方がいらっしゃる、まさに障害福祉行政というのは、そういった方々に対して、いかに行き届くように展開するかが極めて大事なことだと認識しております。我々としてはガイドラインなどで丁寧にそれぞれの障害特性の特徴や、必要な配慮を記述させていただきながら、そういった方々も含めた必要な配慮だったり、我々の対応を展開していけるようにしっかり努めていきたいと考えております。

**(野口副会長)**

- 先程来、また今課長の話にもありましたけれども、やっぱりここに書いてあることだけでは理解が難しいというか、実際はどうなんだというところがなかなかわかりにくいところだと思うんです。ですので、ガイドライン等含めて実際の運用についてですとか、きちんと全ての人ができるような形で示していただけるような手段を考えていただけるといいのかなと思います。以上でございます。

**(阿部会長)**

- ただいま野口委員から最後に補足の要望が出されたことも含めまして、本日佐藤委員からもお話があったのですが、皆様からも何人かいただいた御発言、様々な件で多く懸念が示されていたと思います。
- 可能であれば、当協議会の次年度以降、話を制約するわけではございませんけれども、条例が制定された暁には一年後とか二年後とか振り返りを、アフターケアを協議案件として設定していただければ、今の協議会の会長を務めております私としても少し安心できるかなと。
- またその振り返りの中で、やはり懸念がかなり大きく顕在化してきているということであれば、条例を制定したばかりで改正はなかなか難しいかと思いますが、少し期間を置いての改正を展望、視野に入れるとか、あるいは可能な限りでの具体的・個別的な対応を考えていただく。そういう機会をとりあえず作っていただくことが必要かなということ、私からも申し上げておきたいと思います。

- 今申し上げたように懸念も含めて、皆様から本当に色々な御意見をいただきました。意見が異なるところもかなりあるということも、皆さん承知されているところかと思いますが、一方で皆様の御発言お聞きしていて、この機会にこの条例を制定に向けて歩み出させるということについては、大筋合意をいただいているというふうに理解をさせていただいたところです。
- 「もって」の前後が他県も含めて条例の中でどれくらい例があるのか、是非御検討いただきたいというような宿題も含めて、本協議会として、大筋として本日のこの最終案了解ということにさせていただいてよろしいでしょうか。
- ※異議なし。
- なお、表現調整等がやはり必要だという判断にこの後至ることもあり得るかと思えます。そういう表現等あるいはその他の修正が必要な箇所が生じた場合は、私と野口副会長にお任せをいただき、修正・訂正を施したものにつきまして、委員の皆様にご報告させていただくこととさせていただきたいと思えます。
- また、事務局から回答をいただきませんでしたでしたが、当協議会の構成メンバーは変わるかもしれませんが、当協議会としてアフターケア、振り返りをしていくということも含めて御了承いただいたと理解させていただきたいと思えます。
- どうもありがとうございました。
- それでは次の議事に移ります。事務局から議事の「(2) 手話言語条例(仮称)の最終案」について説明をお願いします

## (2)「手話言語条例(仮称)の最終案について」

### ①事務局説明

#### (事務局・大森課長)

- それでは、議事の(2)「手話言語条例(仮称)の最終案」について、資料2-1「手話言語条例(仮称)の比較表」に基づき、パブリックコメントでいただいた御意見の反映状況を中心に、御説明させていただきます。
- まず、比較表の1ページ、前文の4行目ですが、「母語」という語を追加しております。
- 生まれつき、聴覚に障害のある方にとって、手話は、「第一言語」、「母語」である、という非常に強い御意見をいただいたことから、このように修正しております。
- 同じく前文の第3段落の6行目ですが、東日本大震災における記述を追加しております。
- 東日本大震災の記述につきましては、障害のある人もない人も共生する社会づくり条例の前文にも記載しておりますので、そちらとのバランスも考慮いたしました。
- 次に、3ページをご覧ください。事業者の責務ですが、内容を追加すべきとの御意



見があったことから、「県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに」との文言を追加し、様々な責務を包括的に規定しております。

- 次に、4ページの第二章の見出しですが、「言語としての」を削除し、「手話の普及等」に改めております。
- 次に、第11条、学校における手話の普及ですが、第1項に「ろう児等が手話を学び、かつ、手話により学ぶことができるよう、」という文言を追加し、目的を明確にしております。
- また、一般の学校における手話の普及に関する規定を、との御意見があったことから、第3項として、「県は、この条例の目的及び手話に対する理解を深めるための学校における取組を支援するよう努めるものとする。」という条項を追加し、ろう児等が在籍する学校だけでなく、全ての学校についての規定を設けております。
- 説明については、以上となります。

#### (阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、前文の第一段落について、「母語」という文言を、第三段落に東日本大震災における記述を追加したとのことでした。
- また、第二章の見出しについて、「言語としての」という文言をとり、「手話の普及等」に修正したとのことでした。
- 学校における手話の普及について、第1項に文言を追加し、目的を明確にするとともに、新たに第3項として一般の学校における手話の普及に関する規定を設けたとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・ご意見などがありましたらお願いいたします。

#### ②質疑応答

#### (森(正)委員)

- この協議会にろう者の方が委員として入っていないのは非常に残念です。
- 私は差別解消条例と言いますが、そちらは検討会が設置されて協議されましたけれども、手話言語条例はされなかったということは非常に残念だなと、同じようなプロセスでできればよかったんじゃないかと思っています。
- 今日は聴覚障害者協会の小泉会長さんも傍聴にみえていますけれども、以前聴覚障害者協会の方々は手話言語条例についてプロジェクトチームを作って何回かにわたって検討しているんです。私も請われてそのメンバーに入って何回か一緒に議論をいたしました。
- その中で印象的に覚えているのは、手話の言語性だけでなく第一言語としての母語性を言うべきだと。これは手話言語法とか手話言語条例を積極的にスポン

サーとなって推し進めた日本財団がはっきり言っているんですね、手話はろう者の母語であると。それがこうやって宮城県で実現できたというのはとても良かったですし、先程のご説明にもありましたように学校教育関係、第11条ですね、これも実際ろう者の方が願っていたこと。

- 今回ろう者の代表の方が委員にいないので、プロジェクトチームの方にお聞きしました、どうですか最終案はと。特に何もないようで、概ね皆さん了解していました。
- ただ一つだけ、あえて申し上げますと、パブリックコメントの中で、当初骨子案では障害者の差別解消と情報保障、さらに手話言語と3つの内容を持っていたんですけど、コミュニケーション関係が置き去りにされたかな、という印象を持っています。私もそうですし、ろう者の方々も手話だけじゃなくて他の情報保障、コミュニケーション関係の、これは残念ながら法律がまだできていないので何とも言えないんですが、そちらの条例もきっちり作っていただきたいというのが、この最終案には見えていない影の部分だと思います。
- さらにろう者の方々はガイドラインをできれば別に作ってもらいたいという願いを持っています。そこらへんはまた今月もそのプロジェクトチームがあるんですけども、そこには弁護士の方も県議会の先生方もお二人入って会話をしていますので、最終的に県議会でどのように決まるかわかりませんが。
- あとは先程の阿部会長がおっしゃったように見直しというか評価というか、そういう規定が差別解消条例では最後のほうに書いているんですけど、こちらには書いてないので、やはり施策の評価というか検討、見直し規定があれば良かったかなという思いであります。以上です。

#### (阿部会長)

- 特にとということで私のほうで限定をかけるわけではないですが、情報保障に対してもう少しルート付けが今後の問題としても欲しいということ。
- それからガイドライン、こちらの条例に配慮したガイドラインということがあるべきではないか。
- 事務局で今のところでお答えいただけることがあればお願いしたいと思いません。

#### (事務局・大森課長)

- 御意見ありがとうございます。
- 情報保障の推進に関しましては、共生社会づくり条例のほうでまさに第19条で情報保障の推進とっております。情報の提供にとどまらず、まさに意思疎通という意味でのコミュニケーションという考え方も含んだものでございます。条例の中の一条項という意味では少し書きぶりが薄いのではということも含めて

の御意見だったかと思えますけれども、先程ご説明したとおり災害時の対応を加えさせていただいたりとか、実際の施策展開のところではしっかり頑張っていきたいと考えております。

- また、手話言語条例に関してガイドラインを別に作って欲しい、というお声かと思えます。現状だと共生社会づくり条例のガイドラインの中で手話に関する部分を掲載させていただく方向で考えているのですが、これはこれからの調整なのですが、あまり溶け込まないような形でしっかり手話言語に関する部分の記載というのは明確になるような工夫というのはしっかり考えさせていただければと考えております。
- あと、見直し云々の部分に関しては、当然先程共生社会づくり条例の時にお話あったとおり、この施策協議会の中で条例に基づく施策の進捗状況について定期的に見直す機会を是非事務局としても確保したいと考えていますので、その中で手話言語条例に関しても同様な機会を確保できればと考えているところでございます。以上です。

**(阿部会長)**

- 他に御意見等ございますでしょうか。※なし。
- それでは只今審議しております議事手話言語条例(仮称)の最終案についても、大筋で御了承いただくということにさせていただいてよろしいでしょうか。  
※異議なし。
- ありがとうございます。
- それでは本日残されている最後の議事ということになりますが、議事の(3)宮城県障害福祉計画の中間案について、事務局でご説明をお願いいたします。

**(3) 宮城県障害福祉計画の中間案について**

**①事務局説明**

**(事務局・大森課長)**

- それでは、議事の(3)「宮城県障害福祉計画」の中間案について御説明させていただきます。中間案本文は、資料3-1にまとめておりますが、本日は、要点をまとめた資料に基づき、御説明させていただきます。
- では、資料3-2を御覧ください。こちらの資料は、現行の「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」と対比させた上で、次期計画の主な構成についてまとめたものです。
- 皆様には、右側の表「(新)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を御覧いただきながら、適宜、左側の表「(旧)第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」との違いなどを御確認いただきたいと思います。
- まず、「第1章 基本的事項」ですが、ここでは計画策定の根拠・趣旨、国の指

針に基づく基本理念，策定の目的，区域（障害保健福祉圏域）の設定，計画期間などを記載しております。

- 次に、「第2章 提供体制の確保に係る目標」ですが，ここでは，次期計画における県の成果目標について記載しております。資料のとおり，これまでの障害者・障害児に対するサービス提供に係る目標に加え，「相談支援体制の充実・強化等」に係る成果目標及び「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」に係る成果目標を新たに定めております。成果目標については，後ほど御説明いたします。
- 次に、「第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策」についてですが，ここでは前の章で定めた成果目標の達成のため，目安となるサービスの利用量や利用人数，活動指標などを定めております。この見込量等についても，後ほど御説明いたします。
- 次に，第4章では，障害者及び障害児の入所施設について必要となる定員数を定めております。こちらについても，後ほど御説明いたします。
- 最後に，「第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置」及び「第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項」では，計画の達成に向けた県の取組を記載しております。取組内容については，現行の「みやぎ障害者プラン」における施策を中心に記載しております。
- 計画の概要についての説明は以上です。

#### (阿部会長)

- ありがとうございました。
- 事務局からの説明では，成果目標について，原則的には，国の基本指針に即した目標を設定したとのことでした。
- ただ，精神の項目の一部については，成果目標を設定するに当たって必要な資料が国から出されていないため，その部分については空欄にしているとのことでした。
- また，前回の協議会において承認しているところですが，「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に係る「施設入所者数の削減」については，第5期計画に引き続き，設定しないとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・ご意見などがありましたらお願いいたします。

#### ②質疑応答

#### (奥田委員)

- 宮城県知的障害者福祉協会の幸泉学園の奥田と申します。
- 資料の3-3の福祉施設の利用者の一般就労への移行等というところなんです，こちらの就労支援B型の利用者の目標値，国の目標ということではございますが，B型の一般就労というところでは，県の成果目標が倍ぐらいになってい

ますので現実的なところ可能なかどうか、というところが気になりました。

**(阿部会長)**

- 資料の3-3で言いますと中段、就労継続支援B型の利用者数の一般就労への移行者数の目標値が現行実績値に比べると非常に高く感じられると。目標値として実現可能性いかなものか、という趣旨での御質問でした。
- 事務局よろしく願いいたします。

**(事務局・大森課長)**

- 御意見ありがとうございます。
- 考え方としてはやはり国の基本指針の考え方で、令和元年度の実績に対して1.23倍と考えるべきだと考えておるんですが、一方で市町村計画との整合性というところがありまして、市町村でどのような数字設定にするかという照会を同時にかけています。まだ当然そちらもしっかり出来上がったわけではないので現在進行形ではあるんですが、市町村からの数字の積み上げというところを基礎にすると、少し目標値が高くなっているというところがございます。
- 今御指摘のあった部分で、確かにB型利用者から本当に一般就労移行を現状値から倍とまでは行きませんが、かなりそれに近い数字が本当に達成できるのか、という部分は我々としても今後もしっかり検証させていただきたいと考えております。貴重な御意見ありがとうございます。

**(阿部会長)**

- やはり達成可能性について懸念をされているということで、もう少し検証をしたいということでした。よろしいでしょうか。

**(奥田委員)**

- わかりました。

**(阿部会長)**

- 他にございませんでしょうか。
- はい、下山委員お願いいたします。

**(下山委員)**

- 障害児支援の提供体制の整備等というところの最後、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場ということですが、私の住んでいる2市3町なんですが、医療的ケア児を預かってくれるところが無いんですね、実際に。でその子たちが何をしているか、ほとんどが在宅なんですね。みんな酸素をつけていたりということがあるので、なかなか親が病気になってもケアしてもらいショートステイとかできる場が無い、という親たちの悩みなんです。でもそれが入院させてもらえればいいですけども、本人が病気でないからだめということになってしまうので。親の病気では預けられないということが親の嘆きなんです。
- それで酸素吸入とか食道切開している子どもたちが、学校へ行っている内は学

校で訪問学級だったりをやってくれているんですけど、卒業すると行き場が無い。大人になった人たちを何とかして欲しい。本人の意思は結構あって頭がしっかりしているんだけど、だからって家の中で親と毎日居るのは嫌、どこかへ行こうと言っても預け先に必ず看護師が居ないとケアできない。一週間に一回とか行っている子どもも居るんですけど、全然行けないという子どもも居る、その辺も県のバックアップが無いと病院でもなかなか受け入れてもらえないということもあります。

- 登米のほうでは登米病院で受け入れます、ということがあったんですけども、そこも難しく、自分の子がその病院にかかっているわけでは無いので、この子を預けたら本当に面倒を見てくれるのかという親の心配もあります。今障害のある子どもたちは結構長生きで、多賀城市だけでも8名居て、その子たちが今どうしているかという在宅がほとんどなんです。その辺も含めてこれから検討していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

**(阿部会長)**

- 資料3-3の下の方にある医療的ケア児支援のための協議会設置に関連して、医療的ケア児支援の中で居場所が無い、具体的には保護者の方がご病気になった時、お子様は病気になっていない、そういう時に預かってもらえるような居場所、それから、長生きで生活をされる期間も長くなってきているので、学校教育が終わった後やはり居場所が無い。その居場所が無いというのはいわゆる社会参加の機会が無い、そういうことについて保護者の皆さん心を痛めているんだけど、というこの協議会の中での御発言だと思います。
- 今の時点で何か県のほうから回答いただけますでしょうか。

**(事務局・松野室長)**

- 御意見ありがとうございます。
- 医療的ケア児支援につきましては、今お話いただきました登米の米谷病院と栗原市立若柳病院と大崎市民病院、大崎市民病院鹿島台分院で医療型の短期入所のモデル事業を実施しております。正確な事業実績等今日は持ってきておりませんが、少しずつ利用いただいている方も増えている状況です。また、従来から短期入所を実施している医療機関もございますので、そちらを利用いただいている方もいらっしゃると思います。
- ただ、在宅の方の通所の事業所等につきましては、下山委員にお話いただいたとおりなかなか看護師が常駐していない等で利用が困難になっているというような現状も確認しております。事業所への看護師の配置などにつきまして、今後県としても力を入れていきたいということで考えているところです。
- なお、今回の障害福祉計画の協議の場の設置やコーディネーター配置につつま

しては、支援を充実していく基盤整備というところになりますので、協議の場の設置やコーディネーター配置を進めながら施策についても検討していきたいと考えております。以上です。

**(下山委員)**

- やっぱり医療的ケア児を抱えた親たちは本当に疲れています、子どもたちを毎日24時間みていますので。親たちのためにも県のほうで病院を後押しして欲しいですね。
- 病院の言うこともわかるんですね、塩竈の市立病院と話し合いをした時も、今かかっている病院を塩竈の市立病院に移してくれと、もちろん病院も家族が居なければ診られないのでね。そうすると親はうーんという感じでなかなか「うん」と言えない難しさがあるんですけども。
- 親が段々歳をとっていくと自分の身体がしんどいということで、でもそんなこと言っていられない、若い時と違って子どもたちも大きくなってきますので体力的にも限界な親たちが増えてきています。その辺も県で病院にバックアップしていただければ病院でも「うん」と言う部分もあるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**(事務局・松野室長)**

- 今圏域別に見ますと、石巻と仙南のほうが医療的ケア児を受け入れられる医療機関が不足しているととらえておりますが、個別の各々のお子様が通われている医療機関の実態を把握していなかったのが、今後協議の場やコーディネーターの方々と話し合いの中で現状等確認しながら進めていきたいと思っております。

**(阿部会長)**

- ちょうど当協議会に当事者として下山委員にご参加いただいたの声だと思いますし、私の記憶しているところでは何度目かの御発言だというふうに理解しておりますので、当事者として下山委員がそういうことをお抱えになりながら委員としてご参加いただいたの御発言だと受け止めていただければと思います。私からもよろしく願いいたします。
- 他に御発言ございませんでしょうか。はい、森委員お願いいたします。

**(森(正)委員)**

- 今の医療的ケア児の関係ですけど、資料3-4の右側5番目、コーディネーター配置についてです。令和3年度0なのかもしれませんが、令和4年度は3人、令和5年度は8人、県の保健福祉圏域は確か7圏域だったと思うので、その7圏域に対して3人、8人というのはあれと思ったんですね。もう一つはやはり医療的ケア児が注目されているので、せめて令和3年度の1名でも2名でも数字が入らないのかなと。ただ県内全体で見ると7圏域の中で3人ということとはどこな

か、とか、8人は圏域には必ず1人はいることなのかなと思いました。

- もう一つは、資料の3-3右側上から2番目、入所施設ののべ入所待機が557名。えっと思って大変びっくりしました。私どもの法人も3つの入所施設を運営していますが、仮に待機が半分の200何名だとしても多いなど。よく子どもたちの保育所待機が10名でも20名でも大きな問題になりますよね。これのべと書いていますから実質はどうかかわかりませんが、随分多い数字だなと思いました。それについてやはり私も入所施設を運営している身としてはどうしたらいいのかなと。前課長さんと話した時も私はこう思うんだと御意見を申し上げたんですけど、何か県としても積極的にこれをどうするんだと、本当にこんなに待機者がいるのかということに対してきちっとした策を講じていく必要があるのかなと思います。
- さっきの医療的ケア児については、ちょうど私どもの法人が今年の4月から肢体不自由児の事業に関わりだしたので色々な情報が入ってくるんですけど、確かにコーディネーターがただで、サービス提供体制が無ければコーディネーターが1番苦勞すると思うんですけども、せめて令和3年1人でも2人でもコーディネーター配置というのは計画上何とかできないのかなという思いでおります。

**(阿部会長)**

- 大きく分けると2点で、1点目は医療的ケア児、3人8人の詳細について今のところで説明できるのがあったらご説明願いたいと思います。その上で令和3年のほうを1、2名増やせないかというのが1点ですね。
- それからもう1点は入所の待機者数というところで、あまりにも多い数字に見えるけど詳細はいかがかということです。それで実際に多いとすれば県の対策をお考えいただいたほうがよろしいのではないかと。
- 2点について、それぞれお願いいたします。

**(事務局・松野室長)**

- 御質問ありがとうございます。
- 医療的ケア児のコーディネーターについてですが、平成30年と令和元年度に県ではコーディネーター養成研修を実施しております。その中でコーディネーターとして配置というところまではまだ至っていませんが、御意見いただいたとおり令和3年度の配置につきましては配置できるように検討させていただきたいと思います。なお、8名につきましては7圏域と県全体をコーディネートする1名ということで令和5年度は8人と設定したものです。

**(事務局・大森課長)**

- 続いて後段のほうの件でございます。
- 資料3-3の上から2つ目の施設入所数の削減の項目にあります備考の欄で、



のべ入所待機者が557人もいる、ということについての御質問だったかと思えます。こちらの数は入所施設をお持ちの法人様のほうに毎年2回この待機者数についての照会をさせていただいて、その数字を集計したものになっております。何か国からの方針に従って実施している調査ではないので、他県の状況はどうかとかそういったところはわからないのですが、やはり待機者数が増えてきているのは間違いない、ただ先程申し上げたように属人的に押さえているわけではないので、1つは同じ方が待機のエントリーを別の事業者にもエントリーしているケースというのも多分あるのかなというところなのでなかなか実数的な押さえは難しいんですが、そうは言ってもこの数自体は増えてきているので、大きな課題ではないかというように意識はしております。

- 以前森委員ともお話をさせていただいたところではあるのですが、県の考え方としては入所施設をいわずらに増やすというのはなかなか国の指針というところもあるので、設定をしないというところでだいたい現状維持というのが現実的などところで、その根底にはやはり地域移行をしっかりと進めていくというところのベースの考え方があるものと思っております。その受け皿としてはグループホームの整備というものを各地域で行っていきながらということかと思えます。ただこういった方々が高齢化したり障害の程度によってはなかなか受入れが難しい部分も正直あるんだろうというところで、まだ今の時点で解決する術をこの場で御回答はできないんですけども、実はその今回の障害福祉計画の基本理念のところにも考え方としては国の指針のとおり付け加えたところではあるんですけども、障害福祉計画の本編1ページ目2の基本理念の(3)で入所等から地域生活への移行云々という項目があって、5行目あたりから「例えば重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。」というところを加えさせていただいております。昔の制度だとケアホームというような言葉があると担当から聞いておりますが、かなり支援が必要な方でも対応できるようなグループホームのスタイルというものもそこに入れてさせていただいております。現実にはこういったものに対応できる施設がなかなか無いというのも事実でございますが、そういったところの可能性も含めて、待機者数を減少させるべくどんな対策を講じることができるかしっかりと考えてまいりたいと思えます。

(阿部会長)

- 1点目については、積極的に対応を検討したいと、2点目については指摘のことについてはそのとおりだという認識を共有しているんだけど、なかなか妙案が現実的に出てこないという回答でしたけどいかがでしょうか。

(森(正)委員)

- 私以前特別養護老人ホームの施設長をしておりましたけども、当時特養の待機者問題が随分話題になりました。その時確か名寄せをしたんですね。こののべ人数は数字だけの調査だと思うんですけどこれを名寄せすると、誰が重複しているのか実人数が出てくるので、この557という数字はあまりにも大きいのでやはりきちんと名寄せをして本当は何人なのかというデータが出てこない。今はITの時代ですから、各施設から待機を希望している人の氏名をお伺いすれば名寄せが簡単にできるわけですよ。そういう基本データが必要になってくるのではないですかね。その数字を聞いた段階でやはり私たちもどうする、県もどうする、というのが次に見えてくるのではないかと思いますので、個人情報とか色々あるかと思いますが特養はそうしてきて実数をつかんで色んな計画を進めているので、是非名寄せして実人数を把握するという方向にお願いしたいと思っております。

**(阿部会長)**

- 一応要望ということでお引き取りください。
- 他にございませんでしょうか。はい、下山委員。

**(下山委員)**

- 待機者なんですけども、障害が重いつて言われる人は行き場が無いんですね。グループホームでそういう人たちは皆はねられているんです。共生園さんでは今待機者が36名だそうです。36人亡くならないと入れないという現実があるんです。で親は、うちの子はグループホームに入れたいから入所を希望してる、という親たちがほとんどなんです。だから今言われたように共生型のグループホームがもっと建てやすくしてもらえれば、そしてグループホーム建てる時の補助金と言ってもそれは新築じゃなきゃだめということがあるので、じゃあ今新築でやっていけるかといえば今の現実ではやれないんです、家賃が高くなりすぎて。だからそれでは本人たちは生活できない、親が余裕ある人はいいいけども、親亡き後はどうするんだということが今問題になっているので。それは新築じゃなくても補助金出しますよということがあればいいんですけど、新築でないのだめとなるとなるとおさら建ててくれる人がいないんですね。だからその辺も含めて新築でなくても補助金を出して、共生型を推進するのであれば、グループホームは20人以上となっていますけど、20人というのはまず不可能な数字です。多くても10人ぐらいでやれるものに補助金出しますよ、というのが私たち親の願いとしてありますのでその辺も緩和して、国は国であって、宮城県は別ですよという感じで出していただければ私たち親としてありがたいと思います。歳をとった親たちは皆入所希望ですので、障害が重いつて人たちもグループホームで生活、地域の中で生活できれば本当は1番良いんですけどもね。この辺も県としては、宮城県だけは出しますよ、とやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 待機者を考える時、数を考えるだけでなく、重度の障害を抱えられている方々、それから高齢化しつつある親御さんが抱えているお子さんの待機の状態、そういった質的な側面からも待機者の問題を考える必要がある。
- それからグループホームの補助金の、実効性上げる手立てというのをもう少し探る余地があるのではないですか、という当事者からの御発言だったと思います。
- 事務局で今の時点で何かお答えいただけることがあれば、よろしく願いいたします。

**(事務局・大森課長)**

- 障害福祉サービス事業所の整備に関してはグループホームに限らず基本的には国の補助制度に乗っかっております。国が事業費の半分、県が1/4、結果的には3/4の補助をするという形で国庫申請をして、ご採択いただければそういった支援が可能になるというところになっております。新築に限るわけでは無く、大規模修繕に該当する場合は施設整備補助の対象にはなるんですが、今下山委員がおっしゃったようになかなか対象にならない事案もおそらくあるんだと思いますので、そういったところも含めて我々も研究したいと思っております。直ちに何か新しい支援制度を打ち出すお約束は当然できないですが、親亡き後の重い障害のある方がどこで住まわれるかという部分については、やはり大きな課題だと改めて認識させていただきました。ありがとうございます。

**(阿部会長)**

- 補助金の使い勝手の良さを是非御検討、御研究いただきたいと思います。
- 他に御質問、御意見等ございませんか。はい、野口委員。

**(野口副会長)**

- 2件ほどございます。
- 1点目は今のものに付け加える形なんですけど、今入所されている方ご本人の高齢化、親御さんの高齢化だけでなくご本人の高齢化に伴って、身体さまざま不調が出てきた場合にグループホームになかなか対応できないという、そういったことも実際グループホームでも確認をしたことがあるんですけども、そういった場合もあるそうですのでそういったことも考えておく必要があるのではないかと、というのが1点です。
- あともう1つは資料3-4の就労移行支援のところなんですけど、事業所数を見ますと令和2年は実績見込みなのでこの値でいいのかなと思うのですが、平成30年度、令和元年度、令和2年度と減ってきている中で、今度令和3年度以降、令和5年度見ると大幅に増やす、増えるという形になっていて、伸び率がなんと166%ともものすごく高い値になっているんですけど、これは実際的にこういう見

込みがあるのかということと、あと同じパーセンテージで言えばその次の就労継続支援のA型も伸び率が15.2%、かなり高い目標設定になっているんですが、これについて実際のところをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

**(阿部会長)**

- 2点いただきました。
- 2点目は先程奥田委員が別件でお問合せされたのと同趣旨だと思うんですが、この案件について設定された目標値をどういうところから出されたのかということと、実現可能性についてどういう見解をお持ちかということだろうと思います。
- 1点目はグループホーム、重度の障害を持っていて、なおかつ高齢化した入所者、入所希望者への対応も別に考える必要があるのではないかと御指摘だったと思います。
- よろしく願いいたします。

**(事務局・大森課長)**

- ありがとうございます。
- 親御さんだけでなく入所者ご自身も高齢化しているというのはグループホームのお話でありましたが、入所施設もいずれも平均年齢が毎年確実に上がっている実状があると認識しております。グループホーム単体で対応できない場面はどう対応していくかということについては、今回の成果目標の中でも地域生活支援拠点の整備というものが謳っていて地域で支えられる様々な機能を拠点整備という形で整えていこうという考え方もあります。ただ、野口委員がおっしゃったようなグループホーム単体では対応できない部分も含めて、医療機関との連携ということにもなるのかなと思うんですが、どういう形で対応していかなくてはいけないかということについては、まだまだ不勉強なところもございますので現場の状況をしっかり勉強した上でどんな対策が必要かということをしっかり考えさせていただければと考えております。
- もう1つ、活動指標の就労の事業所数、ベースとしては市町村からの数字の積み上げになっています。市町村で基本的にはニーズ調査をしながら適切な数字を積み重ねていただいているという前提でこれを出しております。ただそれが県全体で見た時に伸び率が大きいのではないかと御指摘のとおりかなと思います。数字の積み上げの過程ではやりとりしながら精査はしているものの、それでも大きいかなと。過去の実績でも就労系の事業所の数というのは確実に伸びている部分ではあるんですが、印象としてはどちらかというとB型の伸びのほうの方が大きい印象を正直持っています。今回は移行支援とA型の部分ですので、ここも引き続きしっかり精査させていただければと思っております。

**(阿部会長)**

- 1件目は精査されるということで、市町村とのすり合わせをお願いしたいと思

います。

- 2件目は重要な御指摘だったと思いますので先行事例とかあるいは当事者の方での構想とか、あるいは専門家の方からの意見聴取とか、積極的にぜひ御検討、御研究いただきたいと思います。
- 他に御質問、御意見等ございませんでしょうか。関本委員お願いいたします。

**(関本委員)**

- 相談支援体制の充実・強化等というところなんですけど、退院した時のその後の生活のあり方だとか、今から就労するにしても何をやるにしても、相談して自分の考えを伝えて社会的に自立していくという方向性をもっていくために大変相談支援というのが必要になってきます。そのところを今の人数体制ではちょっと少ないのではないかということと、1人に対する時間的なこととかも大変関わってくるかと思っておりますので、そういったところの相談員の教育とか心の配り方とかそういうことなども、勉強する場とかそういうものが充実してほしいなと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

**(阿部会長)**

- 充実・強化について量と質、両面からのやや具体的な要望、充実・強化のあり方についての要望でした。事務局いかがでしょうか。

**(事務局・大森課長)**

- 相談支援体制につきましては、一義的には市町村のほうで相談支援の窓口だったり事業所を設けるといところがまずベースにあって、県としては各相談支援事業所の機能を高める部分であったり、先程関本委員からお話のあった相談対応する専門員の研修の機会の確保といったところに力を入れております。その役割の重要性というのはこれからもますます大事になってくる部分だと思っておりますので市町村としっかり連携をとりながら必要な支援策をしっかりと考えてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

**(阿部会長)**

- なお、当事者として重要性を実感された上での要望ということですので、そのようなことで受け止めていただきたいと思っております。
- 他に御質問、御意見等ございませんでしょうか。※なし。
- たくさん御質問、御意見いただいたこと本当にありがとうございます。
- この議事(3)宮城県障害福祉計画の中間案について、御了承いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。※異議なし。
- ありがとうございます。
- それでは、本日用意しております議事及び報告事項の一切を終了いたします。皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。進行を事務局にお返しいたします。

### (3) 閉会

#### (事務局・八鍬副参事)

- 阿部会長，議事進行ありがとうございました。
- 次第「3 その他」に移ります。皆様から何か御案内，御連絡等ございませんでしょうか。※なし。
- それでは，以上をもちまして，令和2年度第3回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は長時間の御審議，誠にありがとうございました。